

文化庁長官 殿

申請者 松前郡松前町字神明30番地

松前町教育委員会

松前太郎 印

代表者名

社印等

史跡松前氏城跡（福山城跡・館城跡）のうち福山城跡の現状変更について

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による現状変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡 松前氏城跡（福山城跡・館城跡）のうち福山城跡
- 指定年月日
昭和10年6月7日 文部省告示第215号（史跡指定、名称「福山城」）
平成8年3月28日 文部省告示第43号（寺町地区追加指定）
平成14年9月20日 文部科学省告示第183号（館城跡追加指定・現行名称に変更）
平成18年7月28日 文部科学省告示第118号（沖口坂地区追加指定）
平成25年10月17日 文部科学省告示第147号（石切り場地区追加指定）
平成27年3月10日 文部科学省告示第44号（新坂地区）
- 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
北海道松前郡松前町字松城及び神明地内（ただし現状変更にかかる地番は字松城
144番地）
- 所有者の氏名又は名称及び住所
名称 松前町長 石山英雄（ただし字松城144番地の土地所有者）
所在地 北海道松前郡松前町字福山248番地1

5. 権原に基づく占有者の氏名または名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
名称 松前郡松前町
所在地 北海道松前郡松前町字福山248番地1
7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
名称及び代表者氏名 松前町教育委員会 松前太郎
所在地 松前郡松前町字神明30番地
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
●●●（なぜその事業をする必要があるのか）
10. 現状変更等の内容及び実施の方法
●●●（事業内容、仮設物件等を具体的に記入）
11. 現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
●●●（事故等が生じた場合は申請者が責任を負う旨）
12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
許可日から令和2年7月1日
13. 現状変更等に係る地域の地番
北海道松前郡松前町字松城144番地
14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (1) 施行者
名称及び代表者氏名 松前町教育委員会 松前太郎 代表者
所在地 松前郡松前町字神明30番地
- (2) 事業担当者
所属職氏名 松前町教育委員会 松前花子 事業の担当者
所在地 松前郡松前町字神明30番地
連絡先 (電話番号、メールアドレス等)

15. その他参考となるべき事項

●●● (企画書など)

添付書類

- 1 史跡松前氏城跡福山城跡 位置図
- 2 現状変更申請箇所 (詳細位置図)
- 3 現状変更等の設計仕様書及び設計図、計画書、企画書等
- 4 写真 (申請箇所の全体が分かるもの)

記入例：天然記念物オオミズナギドリ繁殖地（渡島大島）

文書番号

令和2年 4月 1日

文化庁長官 殿

申請者 松前郡松前町字神明30番地

松前町教育委員会

松前太郎 ㊞

代表者名

社印等

天然記念物 オオミズナギドリ繁殖地の現状変更について

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による現状変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 オオミズナギドリ繁殖地
2. 指定年月日
昭和3年3月24日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
北海道松前郡松前町字大島
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
財務省ほか
5. 権原に基づく占有者の氏名または名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者氏名 松前町教育委員会 松前太郎

所在地 松前郡松前町字神明30番地

9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

要点を簡潔に記載、箇条書き可。必要に応じて詳細は別紙に記載し添付すること。

10. 現状変更等の内容及び実施の方法

要点を簡潔に記載、箇条書き可。地面を掘る、何かを打ち込む場合は必ず記載。

規模（面積）、数量等はここに明記。必要に応じて詳細は別紙に記載し添付する。

工事等の場合、工事本体だけでなく、作業道の設置等指定範囲内で行う関連する作業についても忘れずに記載すること。

11. 現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

予想される影響を記載。また、既存の登山道を移動、進入前の靴底の洗浄、植物の踏みつけに注意する等保全措置についても必ず記載。多少なりとも影響があるため現状変更許可を申請するため、「影響がない」とは記載しないこと。

12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期

許可日から令和2年7月1日までのうち1日間

諸事情により期間を延長する必要がある可能性を考慮し、余裕のある期間とすること。

13. 現状変更等に係る地域の地番

北海道松前郡松前町字大島

14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

(1) 施行者

名称及び代表者氏名 松前町教育委員会 松前太郎

代表者

所在地 松前郡松前町字神明30番地

(2) 事業担当者

所属職氏名 松前町教育委員会 松前花子

事業の担当者

所在地 松前郡松前町字神明30番地

連絡先 (電話番号、メールアドレス等)

15. その他参考となるべき事項

●●● (企画書上陸人数、氏名等)

添付書類

- 1 天然記念物オオミズナギドリ繁殖地 位置図
- 2 現状変更申請箇所 (詳細位置図) 行動範囲、ルートを明示すること
- 3 現状変更等の設計仕様書及び設計図、計画書、企画書等
- 4 写真

文書番号

令和2年 4月 1日

文化庁長官 殿

申請者 松前郡松前町字神明30番地

松前町教育委員会

松前太郎 印

代表者名

社印等

天然記念物 松前小島の現状変更について

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による現状変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 松前小島
2. 指定年月日
昭和47年12月12日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
北海道松前郡松前町字小島
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
財務省ほか
5. 権原に基づく占有者の氏名または名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
なし

8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
名称及び代表者氏名 松前町教育委員会 松前太郎
所在地 松前郡松前町字神明30番地
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
要点を簡潔に記載、箇条書き可。必要に応じて詳細は別紙に記載し添付すること。
10. 現状変更等の内容及び実施の方法
要点を簡潔に記載、箇条書き可。地面を掘る、何かを打ち込む場合は必ず記載。
規模（面積）、数量等はここに明記。必要に応じて詳細は別紙に記載し添付する。
工事等の場合、工事本体だけでなく、作業道の設置等指定範囲内で行う関連する作業についても忘れずに記載すること。
11. 現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
予想される影響を記載。また、既存の登山道を移動、進入前の靴底の洗浄、植物の踏みつけに注意する等保全措置についても必ず記載。多少なりとも影響があるため現状変更許可を申請するため、「影響がない」とは記載しないこと。
12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
許可日から令和2年7月1日までのうち1日間
諸事情により期間を延長する必要がある可能性を考慮し、余裕のある期間とすること。
13. 現状変更等に係る地域の地番
北海道松前郡松前町字小島
14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (1) 施行者
名称及び代表者氏名 松前町教育委員会 松前太郎 代表者
所在地 松前郡松前町字神明30番地
- (2) 事業担当者
所属職氏名 松前町教育委員会 松前花子 事業の担当者
所在地 松前郡松前町字神明30番地
連絡先 (電話番号、メールアドレス等)

15. その他参考となるべき事項

●●● (企画書、上陸人数、氏名等)

添付書類

- 1 天然記念物松前小島 位置図
- 2 現状変更申請箇所 (詳細位置図) 行動範囲、ルートを明示すること
- 3 現状変更等の設計仕様書及び設計図、計画書、企画書等
- 4 写真